

日野市の人口 世帯数は外国人世帯を除く

	男性	女性	計	世帯
7月1日	87,256	83,778	171,034	74,075
6月1日	87,274	83,759	171,033	74,028



交通バリアフリー基本構想の策定を進めています

要 交通バリアフリー基本構想の概要
地域のバリアフリー施策を推進するために、どこからどんなことを重点的に整備するかを決めるものです。基本構想を策定するために、委員会を設置し検討してまいります。現在、場所の選定まで進んでいます。

整備計画の策定範囲は駅や駅から500m程度とします。市内全駅を同時に整備していくのではなく、多くの方が利用するところやバリアフリー化が進んでいない駅を選んで、重点整備地区に指定し整備計画を策定しま

駅別市民ワークショップを皆さんで行います
基本構想を策定する4駅(日野駅、豊田駅、京王高幡不動駅、百草園駅)を、安全で利用しやすい駅と駅周辺にしていく方法を考える、駅別のワークショップを開催します。

内容① 駅と、駅から約500mの範囲を歩き、現状を把握② 現状から課題を整理し、整備の方針を検討③ 整備計画案の作成(応募方法は下記参照)

バリアフリー化を進めます
今年度基本構想を策定する4駅にとどまらず、来年度以降も市内のバリアフリー化を進めて



策定スケジュール(案)

月	事務局	委員会	市民参画
6月	・現況整理 ・意向調査など		
7月	・重点整備地区案の検討	・第1回重点整備地区の選定	・広報で参加募集
8月			
9月	・市民と協働して重点整備地区の整備計画案をつくる		・市民ワークショップ(全3回)
10月			
11月	・重点整備地区の計画検討	・第2～4回重点整備地区の計画検討	
12月			
1月	・広報 ・関係者協議		・広報でお知らせ
2月	・実現化方策 ・基本構想策定	・第5～6回実現化方策基本構想策定	
3月	・次年度以降の進め方検討		
4月以降			

市民ワークショップへの応募方法
応募できる方④ 駅を普段から使われている方や近くにお住まいの方、商売をされている方など駅周辺をよく知っている方
募集人数④ 各駅20人程度 応募多数の場合は抽選
申込み④ 7月30日(金)(必着)
までに、ハガキ、FAX、Eメールで、住所、氏名、電話番号、交通バリアフリー基本構想への関心事と希望する駅名を1駅記入し、〒191 8686日野市役所都市計画課(☎583・4483) tosikei@city.hino.tokyo.jpへ

情報公開制度・個人情報保護制度 平成15年度の運用状況

市では、昭和62年4月から「情報公開制度」を、平成10年4月から「個人情報保護制度」を実施しています。今号は、この2つの制度の平成15年度実施状況をお知らせします。

情報公開制度
(総務部総務課)
だれもが、市が持っている情報の閲覧や視聴、写しの交付を求めること(行政情報公開請求)ができます。個人情報等の例外を除き、公開が原則です。平成15年度の運用状況は表1のとおりです。

個人情報保護制度
市に個人情報の適正な取り扱いを義務付け、また本人には市が持っている自己情報の開示や訂正、削除、利用中止を求める権利を保障する制度です。平成15年度の運用状況は表2のとおりです。

情報公開や自己情報開示等の請求場所
情報公開窓口(市役所1階市民相談窓口)になります。情報公開請求は、郵送またはファックスでも受け付けます。自己情報開示等請求には、運転免許証等本人であることを証明するものが必要です。

また、自己情報訂正請求の場合には、情報の誤りを証明するものも必要です。

情報公開等の決定と方法
条例で定められている期限内に決定し、請求者に文書で通知します。公開等の場合は、指定された日時に行政情報の閲覧や視聴、写しの交付を行います。

今月の納期
○ 固定資産税・都市計画税第2期：納税課
○ 国民健康保険税第1期：保険年金課
納付には便利な口座振替のご利用を

平成15年度 行政情報公開請求の状況 表1

区分	件数	決定内容		
		全部公開	部分公開	非公開
公開請求	834 (うち取り下げ3)	91	731	9 (うち不存在8)

件数は請求対象となった行政情報の数(請求手続件数は44件)

平成15年度 自己情報開示請求等の状況 表2

区分	件数	決定内容			
		承諾	一部承諾	不承諾	不存在
開示請求	12	4	1	1	6

件数は請求対象となった自己情報の数(請求手続件数は10件)です。なお、平成15年度は訂正、消去、中止の各請求はありませんでした

個人情報取扱事務の状況 表3

平成14年度末現在		538件	
平成15年度中の届出数	新規届出	22	
	事務変更届出	事務統合	0
		事務分割	0
		その他	21
事務廃止届出	14		
平成15年度末現在		546件	

平成15年度 審議会への諮問 表5

諮問事項	件数
要注意情報の収集	3
本人以外からの収集	3
本人以外収集の通知省略	3
目的外利用	1
外部提供	2
目的外利用の通知省略	1
外部提供の通知省略	2
コンピュータ処理	11
外部とのオンライン結合	8
開示しないことのできる個人情報	1
電算組織管理運営上の重要事項	10
諮問事項合計	45

平成15年度は11回開催。諮問案件数14件(1つの諮問書に複数の諮問事項が含まれている場合があります)

不服申し立ての状況 表4
平成15年度における行政情報公開請求、自己情報開示請求等に関する不服申し立てに伴う諮問は、継続審議のものも含めて7件ありました。概要は次のとおりです。

・高幡医療施設用地売却と開発計画に係る情報公開請求に関するもの... 5件
・土地区画整理審議会の録音テープに係る自己情報開示請求に関するもの... 1件
・情報公開・個人情報保護審査会での意見陳述に係る自己情報開示請求に関するもの... 1件

不服申立制度
情報公開請求等に対する市の決定に不服がある場合には、市に対して不服申し立てができます。申し立てを受けた市は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して最終決定をします。

平成15年度は5件について答申
度5件の
成15年度の審議会への諮問は表5のとおりです。

個人情報の取り扱いについての諮問のほか、コンピュータネットワークの管理運営に関する重要事項等も審議します。平成15年度の審議会への諮問は表5のとおりです。

諮問の内容は表4のとおりです。諮問の内容は表4のとおりです。

情報公開・個人情報保護運営審議会
情報公開・個人情報保護の制度が適正に運営されているかをチェックするために設けられた審議機関です。10人の委員で構成され、うち4人が市民公募の委員です。